

○明星大学研究活動における不正行為等 及び研究費の不正使用等の防止・対策 に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、明星大学（以下「本学」という。）における研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等（以下「研究活動等における不正等」という。）の防止・対策について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「研究活動」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価等にいたる研究に係るすべての過程における行為、及びそれに付随するすべての事項をいう。
- (2) 「研究費」とは、特定の研究等を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人等の機関から交付等された経費又は本学が交付した経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。
- (3) 「不正行為等」とは、研究活動における捏造・改ざん・盗用、及び、研究倫理に反する行為をいう。
- (4) 「不正使用等」とは、研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により研究費を使用すること、その他法令等に違反して研究費を使用すること等の不正使用、及び、本学の定めに違反して研究費を使用すること又は研究費の使用にあたり必要な手続きを欠く等の不適切な使用をいう。
- (5) 「部局等」とは、学部、研究科、附属教育研究機関及びプロジェクト型研究組織をいう。
- (6) 「部局等の長」とは、前号に定める部局等の長又は研究代表者をいう。
- (7) 「配分機関」とは、研究等に要する経費を交付する国、地方公共団体、独立

行政法人等の機関をいう。

(関係法令等の遵守)

第3条 教職員等は、研究活動の遂行及び研究費の使用にあたって、関係法令及び配分機関が定める当該研究費執行要領等のほか、明星大学研究倫理規程及び学内の関係諸規程等の定めに従い、公正かつ適正に行うものとする。

第2章 組織体制

(最高管理責任者)

第4条 本学における研究活動及び研究費の適正な管理・運営（以下「研究活動等の管理・運営」という。）について、本学を統括する最終責任者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、本学の研究活動等における不正等の防止・対策に関すること、及び教職員等の研究活動等における不正等に対する意識向上のため、基本方針及び行動規範その他必要な事項を策定し教職員等に周知しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、第5条に定める統括管理責任者及び第6条に定める部局責任者が適切に研究活動等の管理・運営が行えるよう、必要な方策を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、本学における研究活動等の管理・運営に関する実質的な責任と権限を有する者として、統括管理責任者（研究活動担当）及び統括管理責任者（研究費担当）（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者（研究活動担当）は、学長が指名する副学長をもって充て、統括管理責任者（研究費担当）は事務局長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、前条第3項に定める基本方針に基づく防止計画（以下「防止計画」という。）を策定、推進、モニタリングし、その結果を必要に応じて最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 統括管理責任者は、前項に掲げる防止計画に基づき、研究活動等における不正等の防止・対策に係る研修会等を開催するものとする。

(部局責任者)

第6条 部局等における研究活動等の管理・運営に関する実質的な責任と権限を有する者として、部局責任者を置く。

2 部局責任者は、部局等の長をもって充てる。

3 部局責任者は、防止計画に基づき、当該部局の研究活動等の管理・運営を行うとともに、次の各号に定める役割を担う。

(1) 防止計画の実施

(2) 研究活動等における不正等の防止・対策に係る研修会等への参加促進

(3) その他当該部局における研究活動等における不正等の防止・対策に係る必要な事項

4 部局責任者は、当該部局の防止計画の実施状況を統括管理責任者に報告する。

(不正等防止・対策委員会)

第7条 本学における研究活動等における不正等の防止・対策に係る事項について協議するため、明星大学研究活動等における不正等防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）を置く。

2 防止・対策委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

(1) 統括管理責任者（研究活動担当）

(2) 統括管理責任者（研究費担当）

(3) 連携研究センター長

(4) 最高管理責任者が指名した教員

(5) 学長室企画課長

(6) 調達センター課長

(7) 連携研究センター事務室課長

(8) 図書館事務室課長

(9) その他最高管理責任者が必要と認める者

3 委員の任期はその職制にあるうち又は原則として2年とし、再任を妨げない。

(防止・対策委員会の任務)

第8条 防止・対策委員会の任務は、次の各号に定める事項について協議するもの

とする。

- (1) 研究活動等における不正等の防止・対策に係る防止計画
- (2) 研究活動等における不正等の防止・対策に関する教育・研修等計画
- (3) 明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等に係る通報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置の要否
- (4) 調査報告書に基づく研究活動等における不正等の有無
- (5) その他研究活動等における不正等の防止・対策に必要な事項

(防止・対策委員会の運営)

第9条 防止・対策委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、統括管理責任者（研究活動担当）とする。
- 3 委員長は、防止・対策委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員長が必要と認めたとき、防止・対策委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 防止・対策委員会の事務は、学長室企画課及び連携研究センター事務室が行う。

第3章 研究費の適正管理体制

(防止計画実施部署)

第10条 最高管理責任者の下に、研究費を適正に管理するため、防止計画実施部署を設ける。

- 2 防止計画実施部署は、統括管理責任者（研究費担当）を責任者とし、次の各号に定める部署をもって組織する。
 - (1) 調達センター
 - (2) 連携研究センター事務室
 - (3) 図書館事務室
 - (4) 各学部支援室及び部局等の事務室
 - (5) 学校法人明星学苑財務部経理課
- 3 防止計画実施部署は、研究費の管理状況を必要に応じて最高管理責任者に報告するものとする。

(相談窓口の設置)

第11条 研究費の事務処理手続きに関する相談窓口を各学部支援室及び部局等の事務室に設置し、研究費の使用に関する相談窓口を調達センター、連携研究センター事務室、図書館事務室及び学校法人明星学苑財務部経理課に設置する。

第4章 通報等の取扱い

(通報窓口の設置)

第12条 本学における研究活動等における不正等に関する学内外からの通報等に対応するため、通報窓口を設置する。

2 通報窓口は、学長室企画課に設置し、通報窓口の責任者は学長室企画課長とする。

(通報等の取扱い)

第13条 通報窓口は、学内外から通報等があった場合、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、その指示の下、当該通報等に係る情報収集等を行う。

2 通報窓口は、顕名による通報等があった場合、原則として、受付けた通報等に基づく対応を当該通報者に通知するものとする。

3 通報窓口は、匿名による通報、並びに学会等の科学コミュニティ、報道及びインターネット上の掲載等において不正行為等の疑いが指摘された場合、第1項に準じた取扱いをするものとする。

4 前項の取扱いは、事案が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていると最高管理責任者が判断した場合に限るものとする。

(通報者等の保護)

第14条 最高管理責任者は、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して、通報等の内容等が調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等を行ったと認定された場合を除き、通

報者に対して、通報したことを理由とした懲戒等の不利益な取扱いを行ってはならない。

- 4 最高管理責任者は、単に通報等がなされたことのみをもって、被通報者に対して、当該研究費の使用停止又は懲戒等の不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査委員会の設置)

第15条 最高管理責任者は、第13条に基づく報告があった場合、防止・対策委員会に調査委員会の設置の要否について諮問し、通報等の受付から原則として30日以内に調査の要否を判断しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、防止・対策委員会の答申を受け調査委員会の設置を必要と認めたとき、防止・対策委員会の下に当該委員会を設置するものとする。

- 3 調査委員会を設置した場合、最高管理責任者は当該事案に係る配分機関並びに文部科学省の定めに従い、当該機関等に当該調査を行うことを報告するとともに、調査方針等について協議するものとする。

- 4 第1項において、調査委員会を設置しないと判断した場合、最高管理責任者はその理由を当該事案に係る配分機関並びに文部科学省の定めに従い報告するとともに、通報者に通知するものとする。

- 5 最高管理責任者は、第1項に関する資料等を一定期間保管、管理し、通報者、配分機関並びに文部科学省の求めに応じて開示するものとする。

(調査委員会)

第16条 調査委員会は、次の各号に定める者で組織し、委員長は防止・対策委員会委員長とする。

- (1) 防止・対策委員会委員長
 - (2) 通報窓口責任者
 - (3) 部局責任者のうち最高管理責任者が必要と認める者
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める者
- 2 調査委員会は、当該通報等に係る事実調査を行い、調査終了後、速やかに調査報告書を防止・対策委員会に提出しなければならない。
 - 3 調査委員会の事務局は、学長室企画課が行う。

4 調査委員会について必要な事項は、別に定める。

(認定等)

第17条 防止・対策委員会は、前条に定める調査報告書に基づき、当該通報等に係る事実認定及び認定事実が研究活動等における不正等にあたるかを協議し、最高管理責任者に答申する。

2 最高管理責任者は、前項の答申に基づき、研究活動等における不正等が行われたか否かについて認定するものとする。

3 最高管理責任者は、前項により研究活動等における不正等を認定した場合、理事長に報告するとともに、必要に応じて、懲戒委員会の設置を要請する。

4 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し第2項に基づき、調査結果を通知する。

5 前項に定める通知にあたり、被通報者が他の研究機関に所属している場合、当該研究機関に対しても調査結果を通知する。

(不服申立て)

第18条 被通報者は、前条第4項に定める通知に対して不服がある場合は、最高管理責任者に不服を申し立てることができる。

2 不服申立ては、前条第4項に定める通知を受けた日から原則として30日以内に、書面により最高管理責任者に申し立てるものとする。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

3 第1項の不服申立てに係る再調査については、第15条から第17条を準用する。

4 最高管理責任者は、第2項の不服申立て書を受理したときは、通報者に通知する。

(悪意に基づく通報)

第19条 最高管理責任者は、第15条第1項の調査委員会の設置の要否、又は第17条第1項の答申に基づき、悪意に基づく通報であるか否かについて認定するものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づき、悪意に基づく通報と認定した場合、通報者

に通知する。

- 3 通報者は、前項に定める通知に対して不服がある場合は、最高管理責任者に不服を申し立てることができる。
- 4 最高管理責任者は、前項に定める不服申立て書を受理したときは、被通報者、並びに通報者が他の研究機関に所属している場合、当該研究機関に対して通知する。
- 5 第3項に定める不服申立ての取扱いについては、第18条第2項及び第3項を準用する。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であると認定した場合、調査結果を公表するものとする。

(報告等)

第20条 最高管理責任者は、第15条第3項において報告をした配分機関並びに文部科学省に、調査結果等必要な事項を当該機関等が定める期間内に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、第17条第2項において研究活動等における不正等を認定した場合、当該配分機関並びに文部科学省の定めに従い、調査結果等を次の各号に定める事項について公表するものとする。

- (1) 研究活動等における不正等に関与した者の氏名・所属
- (2) 研究活動等における不正等の内容
- (3) 公表までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順
- (6) その他必要と認めた事項

3 前項の定めにかかわらず、合理的な理由がある場合は、前項第1号の内容等を非公表とすることができる。

4 最高管理責任者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、調査の過程において研究活動等における不正等の事実が一部でも確認された場合、速やかに認定し、第15条第3項において報告をした配分機関並びに文部科学省に報告を行うとともに、当該機関等の定めに従い、公表するものとする。

5 最高管理責任者は、第1項の定めにかかわらず、当該事案に係る配分機関並び

に文部科学省からの要請があった場合、調査終了前でも中間報告するものとする。

- 6 配分機関並びに文部科学省からの要請があった場合、調査に支障が生じる等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の開示、現地調査に応じるものとする。

第5章 モニタリング

(監査等)

第21条 学校法人明星学苑の監事、内部監査室及び監査法人を監査部門という。

- 2 監査部門は、定期的に又は臨時に監査等を行い、研究費の管理体制の適切性の検証を行う。

- 3 監査部門は、第10条に定める防止計画実施部署と連携し、研究費の不正使用等が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。

第6章 その他

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学部長会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。